

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第39号

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例（平成17年総社市条例第194号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、健全な市街地を造成するため公共施設を整備改善し、宅地の利用増進を図ることを目的として、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により総社市（以下「施行者」という。）が施行する総社駅南地区の土地区画整理事業の施行に関し、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>総社市真壁字石原前、<u>字石原東、字細通り、字中仮宿子及び字下川田</u>の全部並びに字石原、字御野代、字荒神ケ市、字三和後、字後見地、字七反田、<u>字七反田南及び字法道寺</u>の一部</p> <p>総社市三輪字切口、字東榎前、字西榎前、字三軒屋、字西三軒屋、字牛神上、字上三本松、字上川田、字鷹尾手、字三城、字石原西、字尾毛手及び字黒相の全部並びに字落岩、字落岩西、字樋本、字三本松、字上川原、字中川原、字牛神下、字寶塔寺、字中通、字惣善寺及び字西管元の一部</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、健全な市街地を造成するため公共施設を整備改善し、宅地の利用増進を図ることを目的として、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第3項の規定により総社市（以下「施行者」という。）が施行する総社駅南地区の土地区画整理事業の施行に関し、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>総社市真壁字石原前及び字下川田の全部並びに字石原、字御野代、字荒神ケ市、字三和後、字後見地、字七反田、<u>字七反田南、字法道寺、字石原東及び字細通り</u>の一部</p> <p>総社市三輪字切口、字東榎前、字西榎前、字三軒屋、字西三軒屋、字牛神上、字上三本松、字上川田、字鷹尾手、字三城、字石原西、字尾毛手及び字黒相の全部並びに字落岩、字落岩西、字樋本、字三本松、字上川原、字中川原、字牛神下、字寶塔寺、字中通、字惣善寺及び字西管元の一部</p>

改正後	改正前
<p>(換地を定めない宅地等の清算金)</p> <p>第24条 法第90条, 第91条第4項, 第92条第3項及び第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部又は一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金は, 従前の宅地の評定価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の評定価額に前条の比を乗じて得た価額とする。</p>	<p>(換地を定めない宅地等の清算金)</p> <p>第24条 法第90条, 第91条第3項, 第92条第3項及び第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部又は一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金は, 従前の宅地の評定価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の評定価額に前条の比を乗じて得た価額とする。</p>

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。